

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 大和ハウス工業株式会社
法人番号: 6120001059662
住 所: 大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号
2. 指名停止措置期間: ①令和4年1月7日から令和4年4月6日まで(3ヵ月)
②令和4年1月7日から令和4年3月6日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: ①本院及び関東・北陸・近畿地方測量部管内
②北海道・中国地方測量部管内

4. 事実概要:

大和ハウス工業株式会社は、令和3年11月17日に建設業許可部局(近畿地方整備局)より、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、22日間の営業停止処分を受けた。更に、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である大和ハウス工業株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)